

## 新聞摘要



(2014 年 3 月 21 日～6 月 20 日)

4 月 6 日 (星期日)

一部纪录生活在日本的归国者第二代、出租车的司机山田静女士(59 岁)的电影《中国・日本—我的祖国》即将在 6 月上映。电影导演千都濑千比吕先生偶然从乘坐过山田女士出租车的的朋友处听说了山田女士的故事，于是把山田女士四年的生活拍摄成纪录片。山田女士 1954 年出生于中国大连，在旧满州充当通讯工程师的外祖父为了让他技术得到传承，战后也把他留在了中国。山田之母与中国人结婚，山田女士曾在中国创办装修公司，并于 1991 年回到母亲的祖国日本。

5 月 1 日 (星期四)

鹿儿岛县鹿儿岛市日中友好协会于 3 月 19 日在鹿儿岛市西本愿寺鹿儿岛别院为中国养父母举行了追悼法事。此法事是与日本遗华孤儿鹿儿岛会共同举办的，包括中国残留孤儿在内的三个团体之会员共 93 人列席了法事。

5 月 10 日 (星期六)

NHK 于 2009 年播放的电视剧《遥远的纽带》原作《远离那场战争，走上探寻与我相连的历史旅途》之作者、归国者第二代报告文学作家城户久枝于 21 日在母校德岛大学举行了报告会，题目是“寻访中国残留孤儿之父的故乡—作为女儿也作为母亲”。

6 月 4 日 (星期三)

日中友好・残留孤儿彩虹会(东京)会长香山磐根于 5 月 7 日因患癌症去世，享年 85 岁。香山先生出生于中国大连，为税理士，于 1947 年(昭和 22 年)回到日本。彩虹会从事的工作是派遣翻译，为归国者做身份保证，并为回归家属办理入境手续、租借住房和店铺等事宜时提供连带保证等支援。

## ニュース記事から

(2014 年 3 月 21 日～6 月 20 日)

4 月 6 日 (日)

日本に暮らす帰国者 2 世でタクシー運転手山田静さん(59)の映画「中国・日本私国」が 6 月に公開される。映画監督ちと瀬千比呂さんが、偶然彼女のタクシーに乗った友人から話を聞き、4 年間の彼女を映像にとらえたドキュメンタリー。山田さんは 1954 年、中国の大連生まれ。通信技師だった祖父が旧満州に渡り、敗戦後もその技術継承を理由に中国に留め置かれた。母が中国人と結婚。山田さんは中国で内装会社を起業したが、91 年に母の祖国日本に帰国。

5 月 1 日 (木)

鹿児島県・鹿児島市日中友好協会は鹿児島市の西本願寺鹿児島別院で 3 月 19 日、中国人養父母の追悼法事を行った。日本人遺華孤児鹿児島会との共催で、中国残留孤児を含む 3 団体の会員ら 93 人が出席した。

5 月 10 日 (土)

2009 年に放映された NHK ドラマ「遙かなる絆」の原作『あの戦争から遠く離れて私につながる歴史をたどる旅』の作者で帰国者 2 世のノンフィクションライター城戸久枝さんが 21 日、母校である徳島大学で講演を行う。テーマは、「中国残留孤児だった父の故郷をたずねて—娘として母として」。

6 月 4 日 (水)

日中友好・残留孤児虹の会(東京)の会長香山磐根さんが 5 月 7 日、がんで死去。85 歳、中国大連生まれ、税理士。1947(昭和 22)年に日本に引き揚げる。会では、通訳の派遣、帰国者の身元引受人、呼び寄せ家族の入国手続、住居や店舗の賃借時の连带保証人などの支援活動を行ってきた。

6 月 4 日 (星期三)

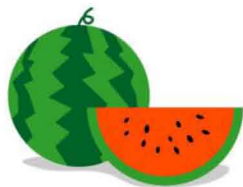
厚生労働省宣布, 4 名残留孤儿 (4 名第二次暂时回国者, 3 名护理者) 集体暂时回国的日程为 6 月 5 日 (星期四) 至 6 月 16 日 (星期一) 的 12 天时间。本年度中国残留孤儿的集体暂时回国事业由公益财团法人中国残留孤儿援护基金接受厚生劳动省委托实施。

6 月 18 日 (星期三)

东京地方法院 17 日做出判决, 就战后在中国出生、因父亲关系而没能回国的女性 (63 岁) 所指提出的、国家不支付中国残留孤儿支援法所规定的补助金一事实属违法, 要求取消此项决定的指控予以承认。判决书上说, 该女性出生于 1951 年, 其充当矿山技师的父亲因被中国政府强迫继续留在矿山工作而无法回国。其父去世后, 该女性于 1986 年回国。针对国家在 51 年时已不存在因原苏联军参战而造成的混乱, 故该女性不属于支援法所规定的支援对象这一主张, 也应当将原苏联军队带来的混乱所造成的影响之外的因素考虑进去, 因此否定了国家的上述主张。

6 月 20 日 (星期五)

厚生労働省宣布, 15 名库页岛等残留孤儿集体暂时回国 (15 名第二次暂时回国者, 15 名护理人) 的日程为 6 月 21 日 (星期六) 至 6 月 30 日 (星期一) 共 10 天时间。本年度库页岛等残留孤儿集体暂时回国事业由特定非营利活动法人日本沙哈林协会接受厚生劳动省委托实施。



① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此, 并非为政府正式公布之内容, 其中一部分还包含媒体的观察消息, 敬请注意。

6 月 4 日 (水)

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国 4 名 (再一時帰国 4 名、介護人 3 名) の日程が 6 月 5 日 (木) から 6 月 16 日 (月) までの 12 日間になったと発表した。本年度の中国残留邦人の集団一時帰国事業は、公益財団法人中国残留孤儿援護基金に委託して実施している。

6 月 18 日 (水)

終戦後中国で生まれ、父親の事情で日本に帰国できなかった女性 (63) が、中国残留邦人支援法に基づく一時金を不支給とされたのは違法だとして、国を相手取り処分の取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は 17 日、処分を取り消す判決を言い渡した。判決によると 1951 年生まれのその女性は、鉱山技師だった父親が中国政府によって鉱山で働かされるなどして帰国できず、父の死後の 86 年に帰国。国は 51 年には旧ソ連軍の参戦による混乱は収まっていたとして、女性は支援法の対象にならないと主張。判決は旧ソ連軍による混乱の影響以外の事情も検討すべきだと指摘して、これを退けた。

6 月 20 日 (金)

厚生労働省は、樺太等残留邦人の集団一時帰国 15 名 (再一時帰国 15 名、介護人 15 名) の日程が 6 月 21 日 (土) から 6 月 30 日 (月) までの 10 日間になったと発表した。本年度の樺太等残留邦人の集団一時帰国事業は、特定非営利活動法人日本サハリン協会に委託して実施している。

① ご注意 本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。